

(案)

飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱

制 定 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 畜産第 3533 号

最終改正 令和 8 年●月●日付け 7 畜産第●●号

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(趣旨)

第 1 我が国の持続的な畜産物生産を実現し、畜産経営の安定を図るためには、国内飼料生産基盤に立脚した生産に転換することが重要である。

一方、我が国における配合飼料原料の大宗は、海外からの輸入に依存しており、不測の事態が発生した場合には、配合飼料製造業者及びその組織する団体並びに農業協同組合連合会（以下「配合飼料製造業者等」という。）が通常保有する在庫の取崩しのみによってその安定供給の確保を図ることは困難である。

さらに、飼料の輸送においては、トラックドライバーの不足により人材確保が困難な状況であること等から飼料流通の合理化を推進することにより、畜産農家への飼料の安定供給を図ることが求められている。

そして、昨今の配合飼料価格の高止まりを踏まえ、生産者の経営継続を図る観点から、配合飼料工場の事業再編を進め、配合飼料価格低減に繋げる必要がある。

このため、本事業により国産飼料の生産・利用拡大を図るための取組を推進するとともに、配合飼料製造業者等が不測の事態に備えて策定する事業継続計画に基づく飼料穀物の備蓄、配合飼料の緊急運搬対策、関係者間の連携体制の強化、飼料穀物の輸入先国の多様化の検討、飼料流通の合理化及び配合飼料工場の再編による製造の合理化の取組を支援することにより、流通飼料等の安定供給を確保し、畜産経営の安定に資するものとする。

(通則)

第 2 飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金

等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 3 補助金は、飼料生産組織の人材確保・育成等の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料の生産・利用を図るための実証の取組、最近の飼料穀物の国際需給の動向に対処する取組、国内における飼料流通の合理化及び配合飼料工場の再編による製造合理化の取組への支援を進めることにより、国産飼料の生産・利用拡大を図ること及び流通飼料等の安定的な供給を確保することを目的とする。

（定義）

第 4 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「飼料穀物」とは、輸入に係る飼料用とうもろこし、こうりゃん、飼料用大麦、飼料用小麦、ふすま及び大豆油かすとする。
- （2）「配合飼料」とは、「配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱」（昭和 50 年 2 月 13 日 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）第 2 の（1）に規定する「配合飼料価格安定基金」が行う「配合飼料価格差補てん契約」の対象となる配合飼料及び「飼料の公定規格」（昭和 51 年 7 月 24 日農水省告示第 756 号）2 の混合飼料とする。

（事業の内容等）

第 5 本事業において実施する事業は、次の各号に掲げるものとし、事業の内容及び補助事業者については、別表のとおりとする。また、本事業に係る細目及び具体的な手続等は農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定めるものとする。

- （1）国産飼料増産対策事業
- （2）飼料穀物備蓄・流通合理化事業

（事業の実施）

第 6 補助金の交付を受けようとする者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、第 9 第 1 項の規定による交付申請書に添付するものとする。

2 別表に定める事業のうち区分欄の 1 及び 2 の（2）の補助事業者は、同号に掲げる事業ごとに畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

（交付の対象及び補助率）

第 7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う飼料備蓄・増産流通合理化事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第8 次に掲げる事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

ただし、別表の区分の欄に掲げる2の(1)の①のア及びイの事業における経費については、この限りではない。

- (1) 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業
- (2) 別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業
- (3) 別表の区分の欄に掲げる1の(2)の①及び②の事業
- (4) 別表の区分の欄に掲げる2の(1)及び(2)の事業
- (5) 別表の区分の欄に掲げる2の(1)の①及び②の事業
- (6) 別表の区分の欄に掲げる2の(1)の①のアからエまでの事業
- (7) 別表の区分の欄に掲げる2の(2)の①及び②の事業

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表の事業の内容の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄の大臣又は地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。)

(以下「大臣等」という。)に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が大臣の場合にあっては畜産局長が、交付決定者が地方農政局長等の場合にあっては当該地方農政局長等がそれぞれ別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 大臣等は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

(契約等)

第13 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣等に遅滞なく届け出なければならない。

2 補助事業者（農業法人又は農業者のみが補助事業者となる場合を除く。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

なお、随意契約を行う場合は、複数の業者より見積りを提出させることとする。

3 補助事業者（農業法人又は農業者のみが補助事業者となる場合に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他契約をする場合は、複数の者から見積りを徴収する等により経費の節減に努めなければならない。

4 補助事業者は、前2項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第14 補助事業者は、第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて大臣等の承認を受けることができる。

3 大臣等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げるもの以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第18 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣等に提出しなければならない。

ただし、別表の区分の欄に掲げる2の(1)の①のアからウまでの事業を実施する補助事業者については、補助金の交付決定に係る年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定について、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 3 前2項の規定による報告のほか、大臣等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、遅滞なく当該概算払を受けた補助金の額を間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第15第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

らない。また、併せて畜産局長が別に定めるところにより、事業実施結果報告書等を作成し、添付するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、大臣等に提出しなければならない。
- 3 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第21 大臣等は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 大臣等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第23 大臣等は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第24 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、飼料貯蔵タンクとする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合

であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第9第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第26 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第28 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第13、第15から第18まで、第20、第22第1項、第23、第24、第26及び第27の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融

資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号の規定による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第11第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。

3 補助事業者は、第1項第3号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

5 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(助成措置)

第29 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要綱及び畜産局長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(他の施策等との関連)

第30 本事業の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 家畜共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家等は、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済、その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

(2) 環境負荷低減に向けた取組強化

ア 本事業の受益者となる畜産農家及び民間団体等は「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)の試行実施について」(令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)等に基づき、環境負荷低減に向けた取組強化のため、交付申請書中のそれぞれの受益者向けチェックシートに記載された全ての項目について、事業実施年度に実施する旨をチェックして、当該チェックシートを補助事業者(補助事業者と受益者が同一である場合は大臣等)に提出すること。

イ 補助事業者は、全ての受益者からチェックシートを収集し、該当する全ての項目にチェックがされていることを確認し、交付申請書に添付して大臣等に提出すること。

ウ また、実績報告の際は、ア及びイに準じて、チェックシートに記載された項目を事業実施年度に実施したか否かをチェックし、実績報告書に添付して大臣等に提出すること。

エ イ及びウに基づいて、大臣等に提出するチェックシートについては、受益者が非常に多い場合、収集したチェックシートを保管するとともにチェックシートを収集した全ての受益者の一覧に代えることができるものとし、当該一覧には、受益者の氏名、住所（都道府県）の情報を含めることとする。

オ チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

（３）労働安全の確保

補助事業者は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

（４）農業共済及び保険の活用

本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度や民間事業者の損害補償保険（天災等に対する補償）、動産総合保険（盗難補償）等の保険に加入するよう努めるものとする。

（５）地域計画等への参画

本事業の受益者となる飼料を生産する畜産農家及び耕種農家等は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた飼料生産に係る担い手（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設置された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾町、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。））にあっては、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の（1）の実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。）となるよう努めるものとする。

（６）重複助成の禁止

補助事業者は本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を同一年度に受けることができないものとする。

（７）配合飼料価格安定制度への継続加入

本事業のうち別表の区分の欄に掲げる1及び2の（2）の①の事業において配合飼料を購入している者（以下「畜産経営者」という。）が受益者となる取組の場合には、畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関す

る基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。

ただし、前段について、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

（８）家畜排せつ物の適正な管理等

本事業の受益者となる畜産農家等は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）第 4 条及び第 5 条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告（以下この（８）において「指導等」という。）を受けていないこととする。（指導等を受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていることとする。）また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）若しくは悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していることとする。

（９）農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン

本事業で導入（リースも含む。）するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、補助事業者（補助事業者以外の者に貸し付けるときは、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

（10）API によるデータ連携の促進

農業機械（以下「農機」という。）が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、本事業の受益者となる畜産農家等が当該データを当該農機を販売するメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入する場合は、当該農機を販売するメーカーが API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤への公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することとする。なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これにあたらぬ。

※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

（指導等）

第31 大臣等は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

（委任）

第32 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるところによる。

附 則（令和7年3月31日付け6畜産第3533号）

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1631号農林水産事務次官依命通知）及び国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和6年3月29日付け5畜産第2344号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱及び国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年●月●日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表（第5、第6、第7、第8、第9、第16、第18及び第30関係）

区分	事業の内容	経費	補助率	補助事業者	交付決定者	重要な変更	
						事業の内容の変更	経費の配分の変更
1 国産飼料増産対策事業	(1) 飼料生産組織の人材確保・育成等支援	① 飼料生産組織の採用活動・研修支援 ア 採用活動に係る経費 イ 採用者のための研修の実施に係る経費 ② 免許取得・資格取得支援 免許取得・資格取得支援のための経費 ③ 飼料生産組織の採用活動・研修支援及び免許取得・資格取得支援のための推進活動等に係る経費 ④ 飼料生産組織の持続性を高めるための取組事例の調査に係る経費	定額（30万円／人以内） 定額（60万円／人以内） 定額（免許取得20万円／人以内、資格取得1万円／人以内） 定額（畜産局長が別に定める経費に限る。） 定額	民間団体等（畜産局長が別に定める要件を満たすもの）	大臣	事業の中止又は廃止 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減	経費の欄に掲げる①から④までの相互間における30%を超える流用
	(2) 国産濃厚飼料生産の推進	① 国産濃厚飼料の生産技術実証 ア 生産技術実証推進に係る経費 イ 生産技術実証に係る経費	定額 1/2 以内				補助率が異なる経費の相互間における流用

	② 未利用資源等の利用技術実証・普及 ア 未利用資源等利用技術普及 イ 未利用資源等利用技術実証	定額 (ただし、畜産局長が別に定める場合はその額) 定額	たすもの) 大臣 地方農政局長等		
(3) 生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進	飼料作物の生産・利用の連携体制の構築・強化に向けた取組に係る経費	定額	次のいずれかに該当する者 ①協議会 (畜産局長が別に定める要件を満たすもの) ②都道府県	地方農政局長等	

区分		事業の内容	経費	補助率	補助事業者	交付決定者	重要な変更	
							事業の内容の変更	経費の配分の変更
2	(1) 飼料穀物備蓄・流通合理化事業	ア 飼料穀物備蓄支援事業	(ア) 飼料穀物備蓄支援事業費 a 保管費 (a) 通常備蓄分 (b) 拠点・防災備蓄分 b 利子相当額支援費	5/17 以内 1/3 以内 定額（畜産局長が別に定める相当定額）	配合飼料製造業者等 （畜産局長が別に定める要件を満たすもの）	大臣	事業の新設、中止又は廃止 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減 備蓄計画数量の減（（1）①ア（ア）の経費に限る。）	
		イ 配合飼料緊急運搬事業	(ア) 配合飼料緊急運搬事業費 a 配合飼料の輸送支援費 b 詰替え支援費 c クレーン等の借上げ費	a 及び b 定額（畜産局長が別に定める相当定額） 1/2以内（畜産局長が別に定める上限額以内）	アの（ア）の事業の補助事業者			
		ウ 配合飼料安定供給連携支援事業	(ア) 配合飼料安定供給連携支援事業費	定額	協議会（畜産局長が別に定める要件を満たすもの）			
		エ 輸入先国多様化検討支援事業	(ア) 輸入先国多様化検討支援事業費	定額	配合飼料製造業者及びその			

				組織する団体、サイロ倉庫業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会、事業協同組合又は事業協同組合連合会、民間企業（定款において飼料及びそれらの原料の輸出入業を事業目的としているものに限る。）並びに畜産局長が別に定める要件を満たす協議会及び法人格を有しない団体				
② 飼料作物種子 備蓄対策	飼料作物種子 備蓄対策事業	飼料作物種子 備蓄対策事業費	定額	民間団体等（畜産局長が別に定める要件を満たすもの）				

	(2) 飼料流通・製造合理化 ①飼料流通合理化対策	飼料輸送効率化等支援事業	飼料輸送効率化等支援事業費 a 検討会の開催 実証計画の策定や取組成果の普及等のための検討会の開催に要する経費 b 輸送効率化の実証 飼料輸送の効率化に資する実証に要する経費	定額 定額、1/2以内	次のいずれかに該当する者 ①協議会（畜産局長が別に定める要件を満たすもの） ②コンソーシアム（畜産局長が別に定める要件を満たすもの）	大臣	事業の新設、中止又は廃止 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減	経費の欄に掲げる a と b の相互間における 30%を超える流用
	②配合飼料製造体制構築検討支援事業 ②配合飼料製造合理化対策	配合飼料製造体制構築検討支援事業	配合飼料製造体制構築検討支援事業費 a 検討会の開催 配合飼料工場の事業再編に係る課題の把握や課題解決に向けた検討会に要する経費 b 事例調査の実施 配合飼料工場における事業再編の事例調査に要する経費	定額 定額	次のいずれかに該当する者 ①配合飼料製造業者等（畜産局長が別に定める要件を満たすもの） ②協議会（畜産局長が別に定める要件を満たすもの）		事業の成果目標の変更（（2）①の経費に限る。）	経費の欄に掲げる a、b 及び c の相互間における 30%を超える流用

			c 事業再編 計画の策定 配合飼料 工場におけ る製造コス トの低減の 目標や手法 を定める事 業再編計画 の策定に要 する経費	定額					
--	--	--	--	----	--	--	--	--	--

（注）補助事業者は、別表に掲げる要件に加え、法人等（法人及び団体をいう。）の役員等（法人である場合はその役員又は営業所（常時契約をする事務所をいう。）の代表者、団体である場合はその代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないことを満たさなければならない。

別記様式第1号（第9関係）

年度飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付申請書
(〇〇〇のうち〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

※別表の交付決定者宛てに提出

所在地
団体名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱第9の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

(注) 該当する項目についてのみ作成すること。

1 事業の目的

2 事業の内容

(注) 交付等要綱第6の規定に基づき作成した事業実施計画を添付すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費 (A + B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計				

(注1) 区分欄には、別表の事業の内容欄及び経費欄に掲げる経費を記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

組織の定款・規約等（公募時と変更がない場合は省略することができる。）
 その他大臣等が指示する資料

(注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注4) 間接補助事業の場合は、補助金交付規程を添付すること。

別記様式第2号（第13関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地

団体名

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第15関係）

年度飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

※別表の交付決定者宛てに提出

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があつた事業について、
下記のとおり〇〇（注1）したいので、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等
要綱第15の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の
場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合
において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理
由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知
された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は
廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分
を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつた
ものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）補助金の額が増額する場合は、本文中の「下記のとおり〇〇したいので、飼料
備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。」
を「下記のとおり〇〇したいので、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付
等要綱第15の規定に基づき、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とす
る。

（注4）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、そ
の重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済

の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注5) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注6) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第4号（第17関係）

年度飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
※別表の交付決定者宛てに提出

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記
の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、飼料備蓄・増
産流通合理化事業費補助金交付等要綱第17の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載
することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求め
る場合のみ記載すること。

- (注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注5) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第5号（第18関係）

年度飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
※別表の交付決定者宛てに提出

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱第18の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

(注2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資

料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第6号（第19関係）

年度飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金概算払請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

※別表の交付決定者宛てに提出

官署支出官 〇〇 殿

（第19に定める官署支出官名を記入）

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱第19の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注6）。

記

支払請求額

区 分	総事業費	国庫補助金	既受領額		遂行状況報告 年 月 日現在 の出来高	今回請求額 (第 四半期分)		残額		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	第四半期 までの予定 出来高	金額	第 4 四半期 までの予定 出来高		
	円	円	円	%		円	%	円	%		
計											

(注 1) 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の 3 の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

(注 2) 飼料穀物備蓄支援事業費については、飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 1 第 6 の 3 の（1）のエに記載した①備蓄台帳（実施要領別紙 1 様式第 6 号）、②保管経費計算書（実施要領別紙 1 様式第 8 号）、③倉庫業者からの請求額が分かる資料を添付すること。

(注 3) 配合飼料緊急運搬事業費については、実施要領別紙 1 第 7 の 3 の（1）に基づく配合飼料緊急運搬事業実施状況報告書（実施要領別紙 1 様式第 12 号）を添付すること。

(注 4) 配合飼料安定供給連携支援事業費、輸入先国多様化検討支援事業費、飼料作物種子備蓄対策事業費、飼料輸送効率化等支援事業費及び配合飼料製造体制構築検討支援事業費については、請求額の根拠が分かる資料を添付すること。

(注 5) 「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注 6) 下線部は、第 18 第 2 項による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

- (注7) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注8) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注9) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第7号（第20第1項関係）

年度飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
※別表の交付決定者宛てに提出

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があつた事業について、
交付決定通知の内容に従い実施したので、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付
等要綱第20第1項の規定によりその実績を報告する。
（また、併せて精算額として飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金 円の交付
を請求する。）（注3）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助 金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「区分」の欄は、3の表の「区分」の欄に記載された事項を記載する。

6 添付書類

(注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2) 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付する。また、別表の区分の欄に掲げる2の(1)の①の事業の内容の欄に掲げるアからウまでの事業にあっては、併せて第1から第3四半期分までの保管業者の受領額及び第4四半期分の保管業者への支払い予定額が分かる資料を添付すること。併せて畜産局長が別に定めるところにより、事業実施結果報告書等を作成し、添付すること。

(注3) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

(注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注6) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 8 号（第 20 第 2 項関係）

年度飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
※別表の交付決定者宛てに提出

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱第 20 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費（A）	国庫補助金	（A）のうち年度内支出済額	概算払受入済額	（A）のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合 計							

（注 1） 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。

- (注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- (注3) 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- (注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- (注5) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注6) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第9号（第20第4項関係）

年度飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
※別表の交付決定者宛てに提出

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた飼料備蓄・増産流通合理
化事業費補助金について、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱第20第4
項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円
(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。
(1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
(2) 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注4) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 10 号（第 27 関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名：

				事業実施年度：年度		農林水産省所管補助金：									
事業区分	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
								国庫 補助金	自己 負担	その他					
	合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。